

景観アセスメント（景観評価） の試行事業の選定について

国土交通省大臣官房技術調査課

（前）環境安全係長 にしたに 西谷 まさゆき 誠之



はじめに

国土交通省では、景観に配慮した社会資本整備を進めるため、事業実施により形成される景観について、事業の影響が地域住民及びその他関係者や学識経験者等の多様な意見を聴取しつつ景観評価を行い、事業に反映する基本的な仕組み（景観アセスメント（景観評価）システム）を確立するため、平成16年6月25日に「国土交通省所管公共事業における景観評価の基本方針（案）」（以下、基本方針（案）という）を策定し、直轄事業の一部を対象として、景観アセスメント（景観評価）を試行的に導入することとした。

今回、基本方針（案）に基づき、試行事業の選定を行ったので、その結果を紹介する。



試行事業の選定について

「基本方針（案）」で定めた①から③の事項に該当する事業の中から、景観評価の試行事業の選定を行った。

① 優れた景観を有する 地域で行う事業

優れた景観を有するとは、以下の法令及び条例に基づ

く景観に関わる規制の対象となる地区等を想定

景観法：景観計画区域（景観重要公共施設や景観重要建築物等に係る場合）、景観地区、準景観地区

都市計画法：風致地区、美観地区

文化財保護法：伝統的建造物群保存地区

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法：歴史的風土特別保存地区

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法：第一種歴史的風土保存地区、第二種歴史的風土保存地区

都市緑地法：緑地保全地域、特別緑地保全地区

首都圏近郊緑地保全法：近郊緑地特別保全地区

生産緑地法：生産緑地地区

自然公園法：自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）内の特別地域

港湾法：修景厚生港区

屋外広告物条例により定められた区域

地方自治体が制定する景観条例に基づく指定地区

景観法の施行に伴い、美観地区は廃止され、景観地区および準景観地区が創設される。なお、現在定められている美観地区の一部は景観地区に移行される予定。

② 事業により景観に大きな影響を与えるおそれがあると事業者が判断する事業

③ 事業実施を通じて良好な景観形成を行おうとする事業

なお、景観法における景観重要公共施設に指定されている場合は、試行事業として必ず選定する。

試行事業の選定を行った結果、44事業について景観評価を行うことになった（表—1 参照）。



3 おわりに

今後は試行事業の結果等を整理，分析し，景観アセスメント（景観評価）システムの確立を早期

に図る必要がある。

なお，試行事業の選定結果については，国土交通省ホームページにおいて紹介しているので，参考にされたい（http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha04/13/130716_.html）。

表—1 試行事業の選定結果

地方支分部局等名	事業区分	試行事業名	実施個所	事業の段階	選定理由	備考
北海道開発局	ダム事業	忠別ダム関連事業（ダム周辺環境整備事業）	北海道上川郡東川町	施工段階	③	
	砂防事業等	石狩川水系直轄砂防事業（リクマンベツ川溪流保全工）	北海道上川郡上川町	構想段階	②	
	道路事業	旭川紋別自動車道丸瀬布遠軽道路	北海道紋別郡丸瀬布町～北海道紋別郡遠軽町	構想段階	③	
	港湾整備事業	苫小牧港西港区北ふ頭岸壁（-7.5m）等整備事業	北海道苫小牧市	施工段階	③	
	官庁営繕事業	室蘭法務総合庁舎整備事業	北海道室蘭市	構想段階	③	
東北地方整備局	河川事業	名取川改修事業（藤塚地区）	宮城県仙台市	計画段階	③	
	ダム事業	津軽ダム関連事業（付替道路）	青森県中津軽郡西目屋村	設計段階	②	
	道路事業	五所川原西バイパス	青森県五所川原市～青森県西津軽郡柏村	計画段階	③	
	港湾整備事業	八戸港外港地区第二中央防波堤事業（蕪島前面部）	青森県八戸市	設計段階	③	
関東地方整備局	河川事業	利根川下流改修事業（本宿耕地地区，佐原地区）	千葉県佐原市	施工段階及び構想段階	③	
	砂防事業等	鬼怒川水系直轄砂防事業（大谷川床固群）	栃木県日光市	計画段階	③	
	道路事業	国道357号湾岸千葉地区改良	千葉県千葉市	設計段階	③	
	港湾整備事業	東京港臨海道路Ⅱ期事業	東京都江東区	施工段階	③	
	都市公園事業	国営常陸海浜公園常陸野の里整備	茨城県ひたちなか市	計画段階	③	
	官庁営繕事業	横浜地方気象台整備事業	神奈川県横浜市	計画段階	①	風致地区
北陸地方整備局	河川事業	信濃川改修事業（大河津分水可動堰改築）	新潟県西蒲原郡分水町	設計段階	①	佐渡弥彦米山国定公園内の特別地域
	海岸事業	石川海岸直轄海岸保全施設整備事業	石川県小松市	施工段階	①	越前加賀海岸国定公園内の特別地域
	海岸事業	新潟港海岸侵食対策事業	新潟県新潟市	施工段階	①	風致地区
	道路事業	香林坊拡幅	石川県金沢市	設計段階及び事業完了後	①	近代的都市景観創出区域（金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例）
	港湾整備事業	伏木富山港臨港道路（富山新港東西線）	富山県新湊市	施工段階	②	
	都市公園事業	国営越後丘陵公園事業	新潟県長岡市	施工段階	③	

地方支分部局等名	事業区分	試行事業名	実施箇所	事業の段階	選定理由	備考
中部地方整備局	河川事業	狩野川改修事業（下河原地区）	静岡県沼津市	計画段階	③	
	海岸事業	津松阪港海岸整地地区	三重県津市	施工段階	③	
	道路事業	三遠南信自動車道飯橋道路	長野県飯田市（天竜峡大橋付近）	設計段階	①	天竜奥三河国定公園内の特別地域
近畿地方整備局	ダム事業	九頭竜川鳴鹿大堰事業	左岸：福井県吉田郡永平寺町 右岸：福井県坂井郡丸岡町	事業完了後	②	
	砂防事業等	六甲山系直轄砂防事業（都市山麓グリーンベルト整備事業）	兵庫県神戸市，芦屋市，西宮市	施工段階	③	
	道路事業	大阪湾岸道路（西仲部）	兵庫県神戸市東灘区～兵庫県神戸市長田区	構想段階	③	
	港湾整備事業	大阪港北港南～南港地区道路（トンネル）換気所	大阪府大阪市	施工段階	②	
中国地方整備局	河川事業	斐伊川改修事業（斐伊川放水路関連事業）	島根県簸川郡大社町～島根県出雲市	施工段階	②	
	海岸事業	皆生海岸直轄海岸保全施設整備事業	鳥取県米子市	施工段階	③	
	道路事業	松江道路	島根県松江市～島根県八束郡宍道町	施工段階	①	宍道湖景観形成地域（ふるさと島根の景観づくり条例）
	港湾整備事業	呉港阿賀地区道路（1号線）整備事業	広島県呉市	施工段階	②	
四国地方整備局	河川事業	吉野川改修事業（滝谷川樋門新設）	徳島県三好郡三野町	設計段階	①	屋外広告物禁止区域（徳島県屋外広告物条例）
	河川事業	四万十川河川環境整備事業（四万十川自然再生）	高知県中村市	施工段階	③	
	海岸事業	松山港海岸（和気地区）整備事業	愛媛県松山市	施工段階	③	
	道路事業	松山外環状道路事業	愛媛県松山市	構想段階及び設計段階	②	
九州地方整備局	河川事業	肝属川改修事業（下谷川地区）	鹿児島県鹿屋市	設計段階	③	
	ダム事業	立野ダム建設事業	熊本県菊池郡大津町，熊本県阿蘇郡長陽村	施工段階	①	阿蘇くじゅう国立公園国立公園内の特別地域
	海岸事業	別府港海岸保全施設整備事業（餅ヶ浜地区）	大分県別府市	施工段階	③	
	道路事業	住吉道路事業（一般国道10号）	宮崎県宮崎郡佐土原町～宮崎県宮崎市	構想段階	①	市街地景観軸（宮崎市都市景観条例）
	官庁営繕事業	熊本合同庁舎整備事業	熊本県熊本市	計画段階	③	
沖縄総合事務局	ダム事業	沖縄東部河川総合開発事業（億首ダム建設事業）	沖縄県国頭郡金武町	設計段階	②	
	道路事業	名護東道路	沖縄県名護市	構想段階	①	沖縄海岸国定公園内の特別地域
	港湾整備事業	平良港防波堤（下崎西）南側堤頭部	沖縄県平良市	設計段階	③	

（注）選定理由欄には，本文中の①～③の選定理由のうち，該当する番号を記入。
 なお，選定理由が①の場合は，備考欄に景観に関わる規制の対象となる地区名等を記入。